

保育の必要性の認定について

平成26年7月14日

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像)

現行の「保育に欠ける」事由

○ 市条例等で定める事由(概要)

保護者が以下のいずれかに該当すること。

- (1)居宅外で労働することを常態とすること。
(1日4時間、週4日程度など、月64時間以上)
- (2)居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
(1日4時間、週4日程度など、月64時間以上)
- (3)妊娠中又は出産後間が無いこと。
(出産月を含め出産前3か月、出産後3か月)
- (4)疾病、負傷、精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5)同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時、介護又は看護していること。
- (6)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7)その他市長が上記に類すると認める場合。
 - ・求職活動(期間5か月) ・就学(職業訓練を含む)
 - ・(5)について、別居親族の場合にも適用。

○ 八戸市保育所入所選考基準(抜粋)

第5条 優先順位の特例

- (1) 児童虐待の防止に関して、特別の支援を要する家庭。

新制度における「保育の必要性」の事由

○ 子ども・子育て支援法施行規則(案)で定める事由(概要)

保護者が以下のいずれかに該当すること。

- (1)1月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 ※1
- (2)妊娠中又は出産後間が無いこと。
- (3)疾病、負傷、精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4)同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時、介護又は看護していること。 ※2
- (5)震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6)求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7)学校、専修学校等に在学していること、或いは職業訓練等を受けていること。
- (8)児童虐待やDVのおそれがあると認められること。
- (9)育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10)その他、上記に類する状態として市町村が認める場合。 ※2

※下線部が現行制度からの追加・変更箇所

※1 保育短時間認定における就労時間の下限設定

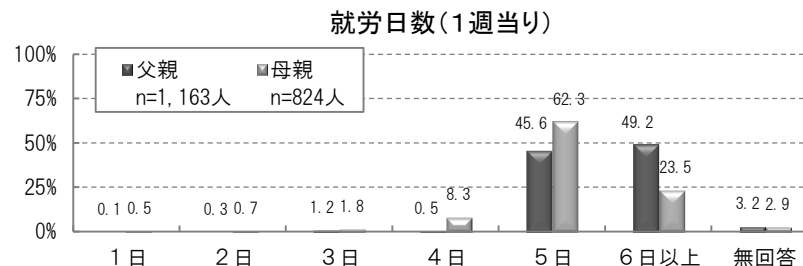
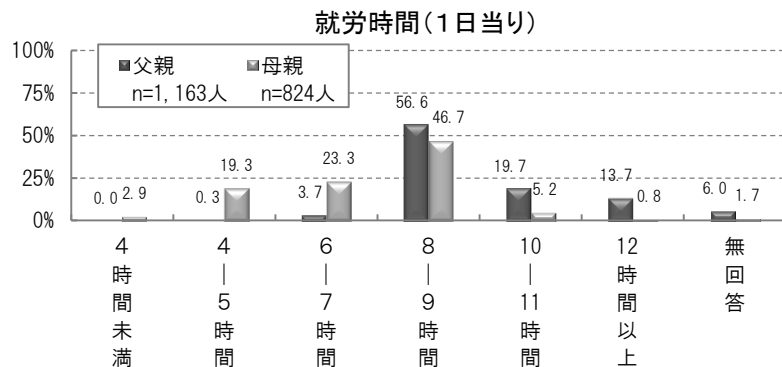
	現行	新制度
保育量	時間による区分なし	就労状況等に合わせて2区分 ・保育標準時間(1日11時間) ・保育短時間 (1日 8時間)
就労時間の下限	月64時間以上	・保育標準時間利用:月120時間以上 ・保育短時間利用 :月48~64時間の間で市町村が定める時間

【対応】

- 当市における保育短時間利用に当たっての就労時間の下限は、月64時間以上とする。

【理由】

- 当市の就労実態をみると、下記グラフのとおり、約98%が月64時間以上(1日4時間、週4日程度)の就労をしている。
- 国の議論において、就労時間の下限については、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労を除くとしている。
- 当市では現行の基準が市民に浸透していること、また、保育ニーズが今後さらに高まることが予想される中で、まずは64時間以上の保育ニーズに応える必要があり、これを下回る就労については、一時預かり事業等に対応するものとする。



※八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査結果より編集

※2 市町村が認める「保育の必要性」の事由

- 以下の事由を、市町村が認める事由として追加したい。

別居の親族(長期入院等をしている場合を含む。)を、常時、介護又は看護している場合。

【理由】

- 現在日本では、核家族世帯が59.8%を占めるほか、高齢化により、65歳以上の者のいる世帯のうち、単独世帯・夫婦のみの世帯が54.1%となっている。そのため、当該世帯に対する介護・看護を、児童の保護者が担っているケースが多くなっている。
※ 比率は、厚生労働省が実施した国民生活基礎調査(平成22年)を基に作成した「グラフでみる世帯の状況」(発行元:厚生労働省大臣官房統計情報部)から転用。
- 現行において本市では、同居に限らず別居の親族についても、保護者が介護又は看護している場合、保育に欠ける事由として認めている。
- 子ども・子育て支援法施行規則(案)では、同居の親族に対する介護・看護のみ認められており、別居の場合は認められておらず、不公平感がある。

(参考)子ども・子育て支援法施行規則(案)

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

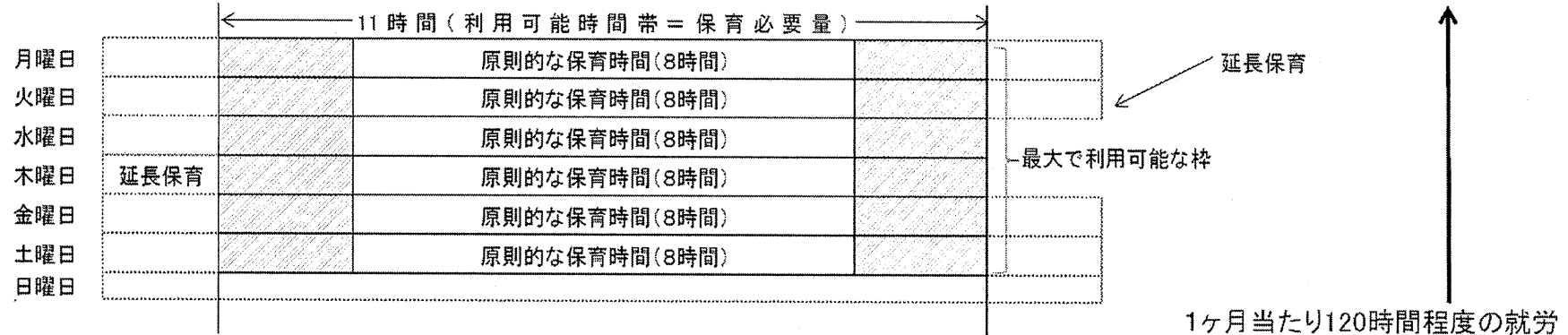
- 一 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規程する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。(イに該当する場合を除く。)
- 九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

保育必要量について

○ 保育必要量は、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大源の枠として設定するもの。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

【保育標準時間】



【保育短時間】

